

厚生労働省
東京労働局発表
平成27年2月6日

担当	東京労働局労働基準部健康課 健康課長 渡邊富雄 労働衛生専門官 深澤健 電話 03-3512-1616
----	--

株式会社やまびこが販売した「刈払機」のクラッチシューに アスベストが含有していたことについて ～「刈払機及びクラッチシュー」の回収等を指示～

東京労働局(局長 西岸正人)は、株式会社やまびこ(本社:東京都青梅市)から、同社が販売した刈払機のクラッチシューにアスベストが含有されていたことの報告(平成27年1月15日)を受け、1月16日、同社に対し、既に販売された同部品の早急な回収と部品交換による非アスベスト化を指示した。

1 事案の概要

- (1) 株式会社やまびこは、農業用機械である刈払機及び同機のクラッチシュー(補用部品)を、同社及び販売店等を通じて一般消費者に販売していた。
- (2) 同社が製品中の含有化学物質の調査を行ったところ、クラッチシューにアスベスト(クリソタイル3.0%)が含有されていたことが判明したため、同部品の販売を停止し、回収を行うこととしたもの。
- (3) 同部品は台湾から輸入されたものであり、刈払機は株式会社やまびこ盛岡工場(岩手県滝沢市)において製造され、平成15年から販売されている。これまでに販売された数は、完成品の刈払機47,198台、補用部品のクラッチシュー17,131個になる。

2 刈払機及びクラッチシューの回収

- (1) 回収の対象となった刈払機及びクラッチシューは、別添リストのとおり。
- (2) 回収についての問い合わせ先は次のとおり。

株式会社やまびこホームページ(<http://www.yamabiko-corp.co.jp/kioritz/?p=20135>)

連絡窓口: 刈払機コールセンター

電話: フリーダイヤル 0120-328-226

受付時間 午前9:00～午後5:00(土曜、日曜、祭日を除く)

Eメール: ホームページ下部に入力画面へのリンクがあります。

3 留意点

- (1) 労働安全衛生法第55条では、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するものの輸入、販売、使用等を禁止している。
- (2) このアスベストを含有するクラッチシューは、刈払機の内部に組み込まれており、通常の使用での飛散性は低いと考えられるが、経年による損傷、劣化等のおそれがあるため、むやみに刈払機を分解しないこと。